

健 増 第 408 号  
令和 2 年 10 月 2 日

公益社団法人静岡県栄養士会長 様

静岡県健康増進課長

### 栄養士法施行細則の一部改正する規則の公布について

日頃、本県の健康増進施策の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、栄養士法施行細則の一部を改正する規則（令和 2 年静岡県規則第 52 号）を、別添のとおり令和 2 年 9 月 29 日付けで公布し、令和 3 年 1 月 1 日から施行することといたしました。

その改正内容等は下記のとおりですので、御承知くださいますよう、よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 改正の趣旨

栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 50 号）により、栄養士、管理栄養士の免許証に旧姓又は外国人における通称名を併記することを希望する場合には免許証に記載できるとされるとともに、管理栄養士免許の各種申請に係る申請書に旧姓及び通称名の記入欄が設けられることとなった。これを受け、栄養士免許の各種申請に係る申請書に旧姓及び外国人における通称名の記入欄を設ける等の改正を行うものである。

#### 2 改正の内容

- (1) 栄養士免許の各種申請に係る申請書について、旧姓及び外国人における通称名の記入欄を設けるとともに、旧姓又は外国人における通称名を免許に併記することを希望する場合は、免許証にそれらを記載できることとしたこと。
- (2) 栄養士免許の各申請に係る申請書について、事務運用等に合わせて形式的な変更を行うこととしたこと。

#### 3 施行期日

令和 3 年 1 月 1 日

担 当 健康増進課 嶋  
電話番号 054-221-3263